特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務					
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請書)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する申告特例申請書及びその他関連書類等を収受、保管し、申請者が居住する住所地の市区町村長へ税額控除に必要な情報を通知する。					
③システムの名称	1. ふるさと納税do、2. 国税連携システム(eLTAX)				
2. 特定個人情報ファイル	名					
寄附金税額控除に係る申告特	例通知書ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	·番号法第9条第1項別表24の項 ·地方税法附則第7条第5項及び第12項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	_					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	行政経営課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	みやこ町役場 行政経営課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2511					
9. 規則第9条第2項の適	用 Table 1 Table 1 Tab	[]適用した				
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>						
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満						
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点						
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている [十分である] 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務におけるマイナンバー登録は、申請者本人からのマイナンバーの提供による取得のみによって行っている。また、下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等を委託先に郵送する際の確認 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等					

9. <u>監査</u>								
実施の有無		[0]	自己点検	[〕内部監査]	〕外部監査	
10. 従業者	10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対	する教育・啓発	[十分に行っている]		2) 十分に行	と入れて行っている	
11. 最も優	先度が高いと考	えられ	る対策		[]	è項目評価又	は重点項目評価を	実施する
最も優先度 る対策	が高いと考えられ	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は	十分か【再掲】	[十分である]		2) 十分であ	入れている	
判断	の根拠	ザーの3	と納税管理システム「 登録・削除を行ってい。 人情報を含む書類の	るため、	担当外職員は	アクセスできな	いようになっている。	

変更簡所

変更箇所									
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	エクセルファイル(CSVファイル)	ふるさと納税do、国税連携システム(eLTAX)	事後					
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号) 第9条第1項、第9条第3項及び別表第一16 項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、第9条第4項及び別表第一16項	事後					
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①観光まちづくり課まちづくり推進係 ②観光まちづくり課長	①行政経営課 ②行政経営課長	事後					
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 総合行政委員会事務局(TEL0930-32-6004)	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	事後					
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 総合行政委員会事務局(TEL0930-32-6004)	みやこ町役場行政経営課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	事後					
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	平成30年12月31日時点	令和6年3月1日時点	事後					
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年12月31日時点	令和6年3月1日時点	事後					
令和6年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	委託しない	委託する 十分である	事後					
令和6年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報の提供・移 転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	提供・移転しない	提供・移転する 十分である	事後					
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、第9条第4項及び別表第一16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第16条 ・地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第7条第5項及び同条第12項	・番号法第9条第1項別表24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	番号法等改正による変更				
令和7年1月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	行政経営課長	課長	事後					
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	事後					
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場行政経営課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 行政経営課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2511	事後					
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	_	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更				
令和7年1月28日	いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正				
令和7年1月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正				
令和7年1月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更				
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	_	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更				